

我孫子市建設工事余裕期間工期契約制度実施要領

令和8年1月16日制定

(目的)

第1条 この要領は、建築工事（以下「工事」という。）の請負契約において、計画的な工事発注及び受注者の円滑な工事施工体制を促進するため、発注者が契約締結日から工事着手日の前日までの間及び工事着手日を決定できる契約方式（以下「余裕期間工期契約制度」という。）を採用することに際し、その取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(余裕期間工期契約制度)

第2条 余裕期間工期契約制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 発注者が工事着手日を決定できること。
- (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間（以下「余裕期間」という。）は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めないこと。
- (3) 余裕期間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
- (4) 余裕期間は、工事の施工（現場事務所及び仮設事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む。）を行わせないこと。ただし、資機材等の発注について、公共建築工事標準仕様書にて仕様が決まっているもの及び設計図書に記載されている JIS 規格品など（以下「規格品」という。）の発注は、余裕期間内に行うことができることとする。

(対象工事)

第3条 我孫子市が発注する工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期が12月未満で緊急性のない工事
- (2) 受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できる工事
- (3) 規格品の発注が一定期間の納期が見込まれる工事

(余裕期間工期契約制度の適用)

第4条 余裕期間工期契約制度を適用しようとするときは、入札に当たっては実施伺において、随意契約に当たっては、実施伺兼契約締結伺において「余裕期間工期契約制度」の旨及び工事着手日を記載した上で、決裁を受けるものとする。

(余裕期間工期契約制度適用の明記)

第5条 余裕期間工期契約制度による工事を発注しようとするときは、現場説明書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 余裕期間工期契約制度を適用する工事であること。
- (2) 全体工期（契約締結の翌日から工期の終期日）
- (3) 実工期（工事の着手日から工期の終期日）
- (4) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工期の最終日）
- (5) 留意事項

2 前項第4号の留意事項において、第2条第1項第2号から第4号までの事項を教示するものとする。

3 前金払は、工事着手日以降に請求することとする。

4 受注者は、余裕期間内に工事の施工の準備が整った場合、監督職員と協議を行い承認を得た上で、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。この場合において、余裕期間を短縮する場合は実工期の日数は変更しないものとし、工期の終期日については着手日を前倒しする日数分を前倒しするものとする。

5 第1項第1号から第3号まで及び第3項は、入札公告文、指名競争入札通知書又は随意契約における見積依頼書についても明記することとする。

(工事着手日及び適正工期の確保)

第6条 工事着手日は、契約締結予定日から6月を超えない期間で、かつ、当該工事の予算が配当されている会計年度において定めるものとする。

2 工事着手日を定めるときは、工事着手日から工期の終期日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮するものとする。

(工事实績情報の登録)

第7条 CORINSへの工期の登録は、全体工期とする。ただし、主任技術者等の従事期間の登録については、実工期(余裕期間を含まない。)とする。

(契約保証)

第8条 契約保証の保証期間は、余裕期間を含めた全体工期とする。

(議会の承認を必要とする工事)

第9条 余裕期間工期契約制度を適用する工事が議会の承認を必要とするものであるときは、第6条中「契約締結予定日」とあるのは、「契約の効力が生ずる予定日」と読み替えるものとする。

附 則 (令和8年1月16日財資第727号部長決裁)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

現場説明書（案）

工事件名 ○○○○○○○○○○○○○○

※本工事は「余裕期間工期契約制度」適用工事である。

全体工期 契約締結日の翌日から令和○年○月○日

（実工期：令和○年○月○日から令和○年○月○日まで）

留意事項

1 主任技術者等の配置について

契約締結日から工事着手日の前日までの間（以下「余裕期間」という。）は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めないこととする。

2 現場代理人の配置について

余裕期間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を求めないこととする。

3 工事始期前の取扱い

余裕期間は、工事の施工（現場事務所及び仮設事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む。）を行わせないこととする。ただし、以下の資材の発注については、余裕期間内に行うことができることとする。

1) ケーブル類

a) 6kV EM-CET 38mm²

2) 配線用遮断器

a) MCCB2P40AF

3) 漏電遮断器

a) ELCB2P50AF